

福 議 委 号
平成 2 6 年 3 月 4 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会 1 2 月会議(平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(14) その他所管に関する事項について (地元企業の支援について)
調 査 期 間	平成 2 6 年 2 月 2 7 日 (1 日間)
出 席 委 員	委員長 木 村 隆 副委員長 花 田 勇 委員 平 沼 昌 平 委員 加 藤 雅 行 委員 藤 山 大 委員 平 野 隆 雄 子 委員 佐 藤 孝 男 委員 滝 川 明 子 委員 川 村 明 雄 委員 熊 野 茂 夫 基 委員 平 野 隆 雄 委員 溝 部 幸 基
欠 席 委 員	なし
委員外議員	なし
職務のため 出席した議員	なし
出席説明員	町 長 佐 藤 卓 也 副 町 長 竹 下 泰 弘 水産商工課長 近 藤 勝 弘 水産商工課長補佐 石 岡 大 志 誠 総 務 課 長 中 島 和 俊 財 務 課 長 本 庄 屋 誠
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

[委員会意見]

調査事件 1 4 その他所管に関する事項について (地元企業の支援について)

(平成 26 年 2 月 27 日調査)

本年 2 月 6 日開催の「企業振興条例の制定について」は、前述した調査意見書を提出しております。今回、調査意見を踏まえて精査し再提示された「福島町企業振興条例（案）」の内容を調査したところであり、質疑、意見交換、討議の確認内容及び結果は次のとおりです。

【調査の論点と意見】

(1) 施設投資助成金の交付は速やかに

当該助成金の交付時期は条例（案）第 7 条第 1 項の規定により、施設投資後の翌年度に固定資産税を含む町税を完納後に申請し、助成金の交付を受ける形となっています。施設投資後、少なくとも 1 年後（翌年度）でなければ事業者は助成金の交付を受けることができません。非常に交付が遅くわかりにくい手続きの流れになります。当該条例（案）は地元企業の支援を目的にしていることから、施設完成後の町税完納などという条件を撤廃し、施設投資の事実を確認後、納税状況を確認し、速やかに助成金を交付する形に見直すべきものと考えます。

(2) 予算（事業費）の明確化を

前回の委員会でも指摘されたのにもかかわらず、残念ながら当該条例案（施策）に必要な予算（事業費）の詳しい説明や資料がありませんでした。それは（1）にも述べた助成金の交付が 1 年後になることが起因していると思われます。地方自治法第 222 条第 1 項（予算を伴う条例、規則等についての制限）の規定からしても、町長は、当該条例（施策）に必要な予算（事業費）を示して提案しなければならないことをきちんと理解していないと考えます。貴重な一般財源を使うにあたり万が一の事を考えれば、事業費総額が青天井のような話をされても、これまで「議会には議決責任がある」と町長に言われている各議員は非常に困惑します。よって算定根拠を示し事業費の限度額を決める事を提案いたします。

(3) 雇用奨励助成金の要件緩和

当該助成金の交付要件は、条例（案）第 6 条第 2 項の規定により、「1 年のうち通算 10 ヶ月以上の雇用に対して（略）」とあり、雇用増の基準は同規則（案）第 9 条第 3 項で「申請前の 3 年間における決算期毎の当該企業施設での雇用者数の最大値を基準とし（略）」とあります。当町の基幹産業である水産加工業の雇用状況や就労実態から推察するとこれらの要件等の広範な適用は厳しく、申請できる事業者が少ないのではないのかと危惧しています。条例施行日が 4 月 1 日ということからしても、要件等の緩和を検討する必要があると考えます。具体的には、通算 10 ヶ月の雇用期間を 9 カ月とし、該当となる雇用者数は、申請前の 3 年間の平均雇用者数と、申請年の雇用者数の平均雇用者数の差（少数切り捨て）により助成対象を判断するものです。

（４）関連する計画への事業登載と財源対策を

当該条例案（施策）を推進するあたり、第 4 次福島町総合計画及び福島町過疎地域自立促進市町村計画への事業登載等の手続きを適切に進めていたただきたい。財源対策については、過疎ソフトの検討についてこれまでの委員会でも意見交換していますが、その検討結果や今後のスケジュール的なものを示さないということは、真剣に財源対策に取り組んでいこうとしているか疑義が残ります。貴重な自主財源の効率的活用を熟慮し少しでも有効・可能な財源対策を講ずることを切に願います。

【意見交換の結果】

本調査は、昨年 5 月に始まり、この条例（案）に伴う一連の審議が、委員会 3 回、議会 2 回と、当町の重要な問題となり、最初の内容から大きく変化したものになりました。

論点にも整理していますが、当該条例案（施策）に係る予算（事業費）や財源対策のことを資料に示さないことは全く理解できません。

質疑、意見交換の中では 3 年間で 3 億円を想定（予定）しているという説明がありましたが、相当高額な予算（事業費）となることから委員としても算定根拠を十分理解した上で、条例案の内容が妥当かどうか判断しなければなりません。また、地方自治法第 222 条の解釈が委員と説明員とで一致していないこと、平成 26 年度当初予算が提出された後の年度末ギリギリの提案予定にも関わらず、予算（財源）を含めた資料を用意していないことは、今後の委員会活動にも影響があるものと考えています

また、当町にとっては、今後の地元企業の発展と産業振興に多大な影響を与える条例（施策）であることからすると、行政内部全体で真剣に政策内容を議論し、提案してきたのか疑問があります。わずか 3 週間余りで大きく見直す事態になったことを町はどのように検証しているのでしょうか。事業遂行の重要な視点である説明責任を果たしていない町長の言葉が、委員に十分な理解を得られないことは、町長自身の政治信念の無さを露呈しているのではないでしょう

か。確固たる方針が定まらず、指摘・変更を繰り返す状況からは、主体的な積極性が感じられず、各委員や委員会の意見を待っているような気さえします。

しかしながら、当町の現況に鑑みると今回の条例案（施策）は必要なものであるとの意見に集約されました。委員会の重要な指摘を充分参酌し、この条例案（施策）の施行により、目的としている地域経済の発展及び雇用の場の確保、拡大に向けて不断の検証を重ね、行政は精力的に事業推進にあたることを期待します。